

逸見総合管理センター他清掃業務委託(長期継続契約) 特記仕様書

第1章 一般事項

1 適用

本仕様書は、逸見総合管理センター他清掃業務委託(長期継続契約)に適用する。

2 趣旨

本業務は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、逸見総合管理センター及び配水施設トイレを、美観及び衛生的に良好な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

3 準拠規程等

本業務は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」及び国土交通省大臣官房官庁宮繕部監修「建築保全業務共通仕様書」最新版及び本仕様書に基づき実施すること。

4 履行場所

(1) 日常清掃、定期他清掃及び定期清掃

ア 横須賀市西逸見町2丁目10番地 逸見総合管理センター

(2) 配水施設トイレ清掃

ア 横須賀市湘南鷹取1丁目1番 鷹取ポンプ所
イ 横須賀市小矢部3丁目3番4号 衣笠ポンプ所
ウ 横須賀市吉井1丁目4番25号 吉井ポンプ所
エ 横須賀市岩戸5丁目6番 長沢低区配水池電気室
オ 横須賀市湘南国際村3丁目1番1号 湘南国際村配水池

5 作業員の服務

- (1) 当該作業従事者(以下「従事者」という)は担当業務に精通すると共に、常に品位と規律を保ち横須賀市上下水道局(以下「局」という。)の業務に支障のないよう十分注意すること。
- (2) 従事者は建物・備品・その他設備等の破損または不具合を発見した時は直ちに局監督員に報告すること。
- (3) 従事者であることが確認できる作業服及び名札を常に着用すること。
- (4) 従事者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (5) 従事者は、局の指定した場所を控室として使用し、他の場所を使用してはならない。控室の管理については、局の指示に従い従事者が行うこと。
- (6) 局は従事者が業務遂行上必要と認める設備等については局の承認を得て使用することができる。
- (7) 従事者は清掃の不備を補う場合又は緊急を要する場合には局の承認を得て時間外に作業することができる。

6 事故防止

- (1) 受託者は本作業を行う場合、作業範囲内における火気取締り、盗難及び作業員の負傷等の各種事故防止について、万全の安全対策等の措置を講ずること。
- (2) 作業中において、住民や通行人の迷惑にならないように作業をすると共に駐車車両等にも十分注意すること。

7 応急措置

業務の履行にあたって事故が発生したとき、また事故が発生するおそれのあるときは、局監督員の指示を受け、協議して応急措置をとらなければならない。ただし、緊急を要する場合は受託者の判断で応急措置をとらなければならない。

前述の措置において業務上必要と認めるときは、費用を局に請求することができる。

8 損失負担

業務の履行にあたって局及び第三者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。

9 使用器材

業務に必要な資機材、消耗品等はすべて受託者の負担によること。なお、消耗品等は3階の配管スペースに置くことができる。

10 受託者の負担外事項

業務を遂行するにあたり、電力・水道等が必要な場合は、局の許可を得て使用することができる。

第2章 清掃業務

1 従事者の資格

- (1) 年齢及び性別は問わないが、健康であること、並びに身元が確実であること。
- (2) 水道法第21条に基づき、従事者は定められた検査機関で次に掲げる細菌培養検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌及び病原性大腸菌O-157）を概ね6ヶ月に1回（年度2回）受診し、その結果を提出すること。
- (3) 従事者の勤務状態不良及びその他の理由により、局が不相当と認めた場合には従事者の変更を命ずることができる。

2 業務実施回数

年 度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
日常清掃	8回（毎月）	12回（毎月）	12回（毎月）	4回（毎月）
定期他清掃	1回	1回	1回	
定期清掃	2回 (10・2月)	3回 (6・10・2月)	3回 (6・10・2月)	1回 (6月)
配水施設トイレ清掃	1回	1回	1回	

3 業務内容及び業務箇所は下記の表のとおりとする。

(1) 日常清掃業務 逸見総合管理センター

清掃回数	階	場所	数量		材質	清掃項目			
						床	床以外		
1回/1日 (開庁日)	B1	男子トイレ及び洗面所	1室	17 m ²	硬質床	除塵・全 面水拭き	便器・水廻り 清掃等		
	1	身障者トイレ及び洗面所	1室	7 m ²	弾性床				
	1~3	男子トイレ及び洗面所	3室	57 m ²					
	1~3	女子トイレ及び洗面所	3室	51 m ²					
	1~3	湯沸室	3室	30 m ²					
	B1	脱衣室	1室	14 m ²	硬質床				
	B1	浴室	1室	22 m ²					
	B1	脱衣室土間	1室	2 m ²					
		計			200 m ²				除塵等
		ゴミ運搬処理		各階	12 kg				
4回/月	B1~4	階段・踊場	東西	167 m ²	弾性床	除塵・全 面水拭き	手摺拭き		
	1	廊下	1式	79 m ²			硬質床	除塵・部 分水拭き	ガラス扉拭き等 流し台清掃
	2	廊下	1式	184 m ²					
	3	廊下	1式	127 m ²					
	1~3	EVホール	3箇所	30 m ²					
	1	男子更衣室	1室	55 m ²					
	1	女子更衣室	1室	11 m ²					
	1	管工事待機室	1室	11 m ²					
	1	積算室	1室	36 m ²					
	1	夜間待機室	1室	40 m ²					
	1	事務室(東・西)	2室	395 m ²					
	2	事務室(水質試験室)	1室	64 m ²					
	3	事務室(西)	2室	348 m ²					
	1	玄関ポーチ・風除室	1箇所	95 m ²	硬質床				
	1	玄関・展示ホール	1箇所	220 m ²					
	B1	洗濯室	1室	28 m ²	繊維	吸塵等	鏡拭き等		
	B1	廊下	1式	107 m ²					
	B1~1	泥落しマット	6箇所	9 m ²	繊維	吸塵等	鏡拭き等		
		エレベーター	1箇所	2 m ²					
	1	廊下(カーペット)	1式	115 m ²					
	計			2,123 m ²					

弾性床・・・塩ビシート、クッションフロア等

硬質床・・・石材、磁器タイル、モルタル等

日常消耗品 概算使用見込み一覧 (受託者負担)

名 称	規 格	数 量	単 位
透明(半透明)ごみ袋	45リットル	3000	枚
コーナー用水切り袋		300	枚
食器洗い用スポンジ		30	個
台所用洗剤	石鹼成分に限る	35	リットル
トイレトペーパー	65m/巻	7200	巻
薬用固形石鹼		500	個
トイレ用水石鹼	原液	60	リットル
洗濯用洗剤	石鹼成分に限る	100	kg
台所用漂白剤		4.5	リットル
浴槽タイル用カビ落とし		1	リットル
浴槽用洗浄剤		4	kg
台所用クレンザー		10	リットル
便器洗浄剤	酸性及び中性	5	リットル

(2) 定期他清掃業務 逸見総合管理センター

清掃区分	清掃場所	数量	単位	回数	業務内容
照明器具清掃	蛍光灯40W型 (一部20W・15W型)	972	本	1回/1年	管球・反射板・カバー拭き等 球切れ交換作業を含む
	白熱球 (ダウンライト型を除く)	24	個		
窓ガラス清掃	窓ガラス清掃 (高所ロープ作業含む)	1,123	m ²		洗剤塗布、スクイジーで汚水除去
繊維床清掃	3F管理室、2F第1会議室	279	m ²		吸塵、シミ取り剤使用、全面洗浄
展示ホール清掃	1F展示ホール	1	式		展示ケース・ケース廻り等清掃
ステンレス磨き	玄関外面 (自動扉枠及び欄間)	3	m ²		防塵及び洗浄

(3) 定期清掃業務 逸見総合管理センター

清掃回数	階	場所	数量	材質	清掃項目	
1回/4月	1~3	湯沸室	3室 30 m ²	弾性床	除塵・洗浄・樹脂床 維持剤塗布・乾燥	
	B1~4	階段・踊場	東西 167 m ²			
	1~3	廊下・EVホール	一式 535 m ²			
	1	男子更衣室	1室 55 m ²			
	1	女子更衣室	1室 11 m ²			
	1	管工事待機室	1室 11 m ²			
	1	積算室	1室 36 m ²			
	1	夜間待機室	1室 40 m ²			
	1	事務室(東・西)	2室 395 m ²			
	2	事務室(水質試験室)	1室 64 m ²			
	2	会議室(大会議室・第2会議室)	2室 253 m ²			
	3	事務室(西)	1室 348 m ²			
	3	書庫(第3会議室・委託業者待合室)	2室 28 m ²			
	計					1,973 m ²
	1	風除室	1箇所 30 m ²			硬質床
	1	玄関・展示ホール	1箇所 220 m ²			
	計			250 m ²		
合計			2,223 m ²			

(4) 配水施設トイレ清掃業務

清掃回数	場所	便器数	面積 ㎡	材質	清掃項目	
					床	床以外
1回/1年	鷹取ポンプ所	和便器(大)1	2	硬質床	除塵・全面水 拭き	便器・水廻り 清掃等
	衣笠ポンプ所	和便器(大)1	2			
	吉井ポンプ所	和便器(大)1	2			
	長沢低区配水池電気室	和便器(大)1	2	弾性床		
	湘南国際村配水池	男:洋便器(大)2・(小)3	15			
		女:洋便器4	20			
身障者用		5				

* (1) ~ (4) の具体的な業務内容は (別紙1) 参照

(1) の日常清掃の対象範囲は (別紙2) 参照

(2) の照明器具清掃・窓ガラス清掃の対象範囲は (別紙3) ・(別紙4) 参照

(3) の定期床清掃の対象範囲は (別紙5) 参照

4 履行時間

(1) 日常清掃は、土・日・祝祭日及び年末年始 (12月29日から1月3日まで) を除く開庁日の概ね午前8時30分から午後4時30分までに実施する。ただし、年末年始のうち年末の開庁日の翌日については、清掃を実施することとする。

平成30年度は、年末の開庁日が12月28日のため、12月29日に実施する。

平成31年度は、年末の開庁日が12月27日のため、12月28日に実施する。

平成32年度は、年末の開庁日が12月28日のため、12月29日に実施する。

(2) 定期清掃及び定期他清掃、配水施設トイレ清掃は、監督員と協議し指示に従い実施する。

5 報告書

作業報告書及び消耗品の補充報告書は当該月の月末又は翌月の当初に提出すること。

報告書の記載内容は監督員と協議し、指示に従い提出すること。